

武蔵村山市公共施設予約システムの登録者の方へお知らせです

更新手続きはお済みですか？



武蔵村山市公共施設予約システムの利用登録有効期限は、3年間です。有効期限が切れてしまうと、公共施設予約システムにログインできず、施設予約ができません。利用者登録証の有効期限を確認し、有効期限の属する月の初日から末日まで（有効期限が11月30日であれば、11月1日から30日の間）に更新手続きを行ってください。

Q 更新手続きはどこですればいいのですか？

A 原則として、利用者登録証に記載された「発行場所」か、発行場所と同じ施設区分の施設で更新手続きを行ってください。

（例 発行場所が文教施設2「中部地区会館」であれば、同じ文教施設2の「中藤地区会館」で更新可能ですが、文教施設3の「市民会館」や文教施設4の「社会福祉関係団体活動室」では更新できません。）

Q 更新手続きに必要なものはありますか？

A お持ちの利用者登録証と「武蔵村山市公共施設予約システム利用者登録申請書」を施設窓口に提出してください。その場で、新しい利用者登録証を発行いたします。

（申請書は、各施設の窓口に用意しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。）

Q 更新手続きについての案内は送付されますか？

A 各団体へ案内は送付しません。チラシや市報、市ホームページ等でお知らせします。

不明な点は、施設窓口の職員にお尋ねください。

